

④遺言執行

分類	弁護士報酬の額(手数料の額)
基本（税込）	経済的な利益の額が 300万円以下の場合33万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 2.2%+26万4,000円 3,000万円を超え3億円以下の場合 1.1%+59万4,000円 3億円を超える場合 0.55%+224万4,000円
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。